

# 日田市 農業委員会だより

第25号

平成24年12月1日発行

日田市農業委員会

日田市田島2丁目6番1号

TEL22-8213



## 農業者の声を市農政に反映させよう！

### ～ 原田市長に『建議書』を提出～

日田市農業委員会（小山一善会長・38名）は11月12日、原田市長に「平成25年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。これは農業委員会等に関する法律に基づくもので、農業者の声を市農政に反映させるため、『災害復旧に対する早期対応』『日田式循環型農業の推進』『有害鳥獣被害対策』『担い手の育成および労働力確保対策』の4項目について建議しました。

### 《目次》

- ◎市農政施策に関する建議・・・P2
- ◎農業委員会委員選挙人名簿について P3
- ◎先進地視察研修報告・・・P4
- ◎農地の賃借料情報を提供しています P5
- ◎農地の転用等には許可を・・・P6

# 平成二十五年度 「日田市農政施策に 関する建議」

東日本大震災から1年も経たない昨年11月に政府は十分な情報開示と国民的な議論がない中、地域農業に大きな影響を与えるTPP交渉参加に向け関係国との協議に入ると表明しました。

また、日田市においては7月3日、14日の豪雨災害における農業被害は甚大なものになっており、その復旧対策については1日も早い対策が求められております。

こうした中、日田市の農業は、農業従事者の高齢化の進行と担い手の減少が続いており、地域農業を将来にわたって持続可能な産業としていくことが大きな課題です。また消費者に安心で安全な農作物の供給を図るため、「日田式循環型有機農業」をより一層推進し、地域の特性に応じた農業経営体制の確立に取組む必要があります。

さらには、農業者の生産意欲の低下をもたらす有害鳥獣被害に対する取り組みが急務となっております。

日田市農業委員会は、時代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるよう、来年度予算編成時期にあたり、次の通り施策の実現と予算の確保を図られるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議します。

一、災害復旧に対する早期対応について  
①農地および農業用施設等の早期復旧をお願いいたします。

②農家が希望を持てるよう工事期間、負担金額、復旧工法など具体的な災害復旧工事の見通しを示していただくようお願いいたします。

③災害復旧工事の負担金の捻出に苦慮している農家もいることより負担軽減策をお願いいたします。

二、日田式循環型有機農業の推進について

①日田市の農産物の多くは、消費者の動向に合わせて有機、減農薬で生産されていますが、安全で安心な農産物を供給するために安心して使用できる安価で良質の堆肥生産のための指導・供給体制を確立させるよう継続した取り組みを要望します。

②日田式循環型有機農業を日田市全体に勧める為、堆肥散布機の整備をより一層図られるとともに整備後の効率的運用が図られるよう要望します。

三、有害鳥獣被害対策について

(防御対策)

①電気柵、防護柵の設置への補助金の枠の大幅な拡大につきまして感謝しているところがございます。厳しい財政状況とは思いますが、事業費枠の拡大などにより早期執行及び継続した支援を要望します。

②里山の手入など集落を含めた防除技術体系の構築とその周知徹底、支援などを行い、総合的

な有害鳥獣対策に取り組むよう要望します。

③有害鳥獣は生息場所を狭められてやむを得ず、人間の住環境に出現するといった現状もあり、環境の整備などその生息場所の環境づくりに取り組むよう配慮をお願いいたします。

(捕獲対策)

①猿の捕獲報償金制度を新たに設け、捕獲対策に取り組んでいることに対しては、感謝いたしております。しかしながら、他市町村においても実績が伴わないと聞いております。引き続き捕獲対策だけでなく効果的な対応の周知を幅広く行うよう要望します。

(共通事項)

①近年、小動物(アナグマ、狸等)、鳥類(カラス、ムクドリ、ヒヨドリなど)による被害が拡大しており、この被害も農家経営の意欲を減退させる状況となっております。防御・捕獲を含めた被害防止策対策に対する本市独自の対策を講じられるよう要望します。

②有害鳥獣対策について対策協議会が設立されていますが、農家の要望は有害鳥獣の頭羽数の減少を望んでおり、その活動・対策について統一した行動により被害減少に結びつけるため構成組織間の連絡調整を密にし、取組むよう要望します。

四、担い手の育成及び労働力確保対策について  
①農繁期の人手不足解消のため人材募集組織の設立。

②集落営農組織への人材育成および農業機械導

入の際の補助の拡充などの支援。  
③儲かる農業・魅力ある農業で後継者の育成を図ること。

④新規農産物の開拓・農産物のブランド化を推進し、農業経営の安定を図るための施策。

⑤認定農業者への支援強化。

⑥新規就農者だけでなく、後継者への支援強化。

## 『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書』は 1月10日までに提出を！

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請を基に作成されます。申請用紙は平成24年12月中旬に、該当すると思われる方に郵送しますので、平成25年1月1日現在の状況でご記入いただき、平成25年1月10日(木)までに同封の返信用封筒(切手不要)で市農業委員会事務局まで返信してください。直接、持参される場合、平日は農業委員会事務局へ。(8:30~17:00)

また、土・日・祝日・年末年始(平成24年12月29日(土)~平成25年1月3日(木))は、市役所日直が受け取りをします。

《問合せ先》 農業委員会事務局 電話22-8213

### ◎新任農業委員のお知らせ

大分県農業協同組合推薦の選任委員が次の方に代わりました。

#### 【農協推薦】

横尾 政幸 委員(琴平町)



組織委員として、地域農業を守るため、農業基盤の維持拡大に積極的に取り組みます。

#### 平成二十四年度

### 日田市農業者年金

### 受給者協議会総会

農業者年金受給者協議会(百五十九名)の総会が六月四日、市内のホテルで開催されました。小山一善農業委員会会長、原田啓介市長、佐藤知昭大分県農協日田事業部長の来賓祝辞の後、議案審議が行われ役員改選により、会長に天瀬支部の川津初男氏、副会長に日田支部の日高勝利氏、東有田支部の後藤多賀士氏が選任されました。



副会長  
日高 勝利

### ◎視察研修に参加して

農業者年金受給者協議会(百五十九名)の会員二十一名は十月三十日と三十一日の二日間、下関・萩方面へ視察研修に行きました。

会員の高齢化により参加人数が心配されましたが、終始、楽しい雰囲気の中で無事に終了することができました。

会員の親睦を深めることが研修の目的ですが、来年もぜひ計画したいと考えています。



なお、農業委員会では、農業者年金の加入推進を随時行っています。皆さんのお近くに加入希望者がおられましたら、ご協力のごよろしくお願ひします。

# 《先進地研修報告》



農業委員会  
副会長

石井 照久

今回、私ども農業委員会は岡山県新見市と高知県農業技術センターへ視察研修に行つて参りました。まず岡山県新見市ですが、地理的条件や風土共に日田市に似ている印象でした。千屋牛の育成・ピオーネの栽培など特色ある農業で自然を利用した農業です。また、新規就農者の育成に市をあげて取り組んでおり、手厚い助成が目を引きます。担い手不足による、農地の維持が困難になるのは明白な為、市を中心に若手農業者の確保に努めた結果、22組、世帯員を含め65名が居住し地域振興が図られています。そして、単価の安定や早期の経営確立が見込まれるピオーネとトマトについて、経営リスクの高い新規参入型就農者を重点に支援施策を実施しています。

二日目の高知県農業技術センターにおいては、特産物である野菜・果樹の研究が行われていました。特に着目すべきは、IPM(天敵)による害虫の防除により、安全・安心を求める消費者のニーズに応えるエコシステム栽培です。薬剤散布を極力抑え天敵を使い害虫の防除を図る研究で、労力の軽減と安全な野菜の栽培に力を入れています。また主要な品目について包装紙の改良(パーシアルシール包装)などによる、鮮度保持技術を確立すると共に機能性成分など品質面の研究に取り組んでいます。日田市においても、安心・安全なエコ農業を推進していく農政を行う必要があると思っております。



▲視察研修のようす

「JAJAフェスタ」に参加しました。

11月10・11日中城グラウンドにおいて、「JAJAフェスタ」が開催されました。農業委員会は農地相談と米粉パン900個の無料配布を行い、米の消費拡大のPRを行いました。



▲行列ができた米粉パンの配布

9月3日に豪雨災害地状況の視察を行いました。

7月におきた九州北部豪雨災害により、市内の全域で土砂崩れや河川の氾濫などが起こり、農地や農業用施設が甚大な被害を受けました。今後、離農者や耕作放棄地の増加が懸念されることから、農業委員会としても県・市に早期の災害復旧を求めています。



## 農業委員地区別セミナーが

開催されました。

大分県農業会議は11月13日、西部地区（日田・玖珠・九重）の農業委員を集めて地区別セミナーを開催しました。全体で63名の参加があり、日田市からは29名が参加しました。

セミナーでは、主催者を代表して大分県農業会議石井副会長のあいさつ。続いて原田市長から来賓のあいさつがありました。

研修会では、県から「人・農地プラン」の説明。各地区からの事例発表があり、そのあと3つの班に分かれ、米の消費拡大、遊休農地解消の独自活動、鳥獣被害対策についてグループ討議が行われました。分科会形式は初めてでしたが、積極的な意見が多く出され、有意義なセミナーになりました。



▲分科会のような様子

## 老後の備えは、

農業者年金で安心！

①農業に従事されている方は誰でも加入できます。

六十歳未満の国民年金第一号被保険者であつて、年間六十日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

②認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高一万円）があります。

詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

電話 二二一八二二三

## 《 農地の「賃借料情報」を提供しています！ 》

平成21年6月24日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

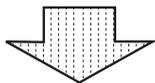
農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。 《問合せ先》 農業委員会事務局 電話22-8213

# 農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

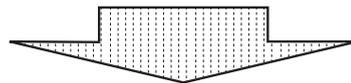
- 「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのでは」と思っている方はいませんか。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地であれば、耕作されていないくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び 農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



■農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。

■農地を取得する適格者（耕作等の面積が申請地を含めて下限面積30a以上）でない場合には許可されません。



■農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。

■農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。この除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し登記まで済ましてください。
- ◎農地の違反転用をなくしましょう。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

**※申請書の締め切りは毎月17日です**

17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

☆経営には情報が多いいほど良い☆  
『全国農業新聞』

○発行日 毎週金曜日    ○購読料 1ヶ月600円(送料込)

○お申込・問合先    お近くの農業委員又は  
農業委員会事務局まで(電話22-8213)